旭川医科大学体育管理施設合宿研修所使用に関する申合せを廃止する申合せ

（令和８年 10 月 14 日事務局次長（教務・総務担当）裁定）

旭川医科大学体育管理施設合宿研修所使用に関する申合せ(令和３年８月 23 日事務局次長（教務・総務担当）裁定)は、廃止する。

附　則

この要項は、令和８年 10 月 14 日から施行する。

【制定理由】

合宿研修所については、令和に入ってから利用実績がなく、また、市内に宿泊施設が充実していることから、今後も利用が見込まれないため、本申合せを廃止する。